

電力統制と東京商工会議所：木村増太郎理事と《学 識経験者》の見解

加藤，健太
高崎経済大学：教授

<https://doi.org/10.15017/4475424>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 36, pp.1-29, 2021-03-25. 九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】 電力統制と東京商工会議所

—— 木村増太郎理事と『学識経験者』の見解 ——

加 藤 健 太

一 課題の設定

本稿の課題は、東京商工会議所（東商）の電力統制に対する建議とその論理的基盤になったと推察される『学識経験者』の見解を検討することである。その際、所有／経営と政府／民間という二つの軸で類型化した企業形態^①（国有国营、民有国营、国有民营および民有民营）に焦点を合わせる。

一九三〇年代の電力統制に関しては、これまで数多くの業績が発表されてきた。その過程で、自主的統制組織である電力連盟の機能や公益規制を担った電気委員会の役割、電力業経営者の『統制観』と統制案、通信省や内閣調査局に所属する官僚の思想とその実践としての政策展開など、電力国家管理にいたる道程はかなり詳細に跡づけられており、その評価をめぐって論争も繰り広げられた。^②

しかしながら、代表的な経済団体である東商のスタンスについては、あまり注目されてこなかったように思われる。^③ その理由としては、東商自

身が必ずしも電力統制に強いコミットメントをしなかったことがあげられる。それは、『東京商工会議所八十五年史（上巻）』が、「電力及び石炭の統制対策問題」という見出しをつけ、「電力対策」に関して「電力及び石炭は、動力及び熱エネルギー源として、すべての産業の基礎をなすものであって、戦時統制経済の根幹の一つであった。この二つの統制対策について、当会議所及び日本商工会議所が採った措置を下に概説する」と述べながら、資料の掲載にとどめたことに示される。

具体的には、「電力統制問題に関する再建議」（一九三七年二月）、「電力国家管理案に関する建議（要旨）」（一九三七年二月）、「電力対策に関する意見」（一九四〇年二月）、および「電力応急対策に関する建議」（一九四三年一月）の四つである。^④ ちなみに、これらに対する「概説」はなされていない。

ここで関心を向けたのは、『関東の電気事業と東京電力』が、一九三六年九月七日の東商の建議に言及したことである。その内容は、以下のとおり。

「『電気事業が其の公益的基礎的重要産業たるの性質』をもつて、
ことからして、国家が電気事業に対して『適正なる統制』を加え、
総合的利益を求めることが必要であるのはいうまでもないとし、一
応国家統制が必要であることを認めたいので、以下のような反論を
行つていた。当時、通信省が作成していた『所謂電力民有国営案』
の骨子とするところは、『私有財産制度殊に所有権の根本觀念に重大
なる変革を及ぼすものと認めざるを得ず』、もしこれが強行されれ
ば、『一般経済界をして政府の方針に対する危懼の念』を高め、『企
業心』をも委縮させてしまうことになり、その結果はやがて『国民
経済の発展をも阻害』するにいたる、という主張であつた。」

同書は、ここで意図される『財産権の侵害』に対する懸念に財界も共感
し、賛意を示したことを強調する。⁶⁾

この建議は次節で取り上げるから、いまは踏み込んだ検討を加えない。
ただ、右記の内容は、通信省の「民有国営案」を批判した前半部分の紹
介にとどまり、東商の要望を記した後半部分の検証は手つかずのまま
である。さらに、建議の背景にある電力統制に対する東商の問題意識も詳
らかにされていない。

以上の研究状況を踏まえ、本稿は、建議作成の中心人物であつた東商
理事・木村増太郎の「電力統制問題批判」の分析を通じて、建議の『性
格』を明らかにすることを一つの目的とする。その際、東商が聴取した意
見を手がかりにして、『学識経験者』の見解⁷⁾とその特質への接近も試みる。

主な史料としては、東京商工会議所関係資料の「電気事業統制問題二
関スル記録」を用いる。⁸⁾

二 「電気事業ノ統制ニ関スル建議」の策定と提出

(一) 「電気事業ノ統制ニ関スル建議」の決議とその内容
決議

東京商工会議所は一九三六年九月七日、第六六回役員会を開き、「電気
事業統制問題ニ関スル件」を諮つた。東商はそれまで本問題に対して、
「慎重ナル態度」をとり、「事態ノ推移ヲ静観シ」ていた。⁹⁾しかし、政策当
局の積極的な動きはそうした姿勢を取り続けることを許さなかつた。

一九三六年三月九日に成立した広田弘毅内閣の通信大臣に就任した頼
母木桂吉は、大和田悌二を電気局長に起用するとともに、四月八日、省
内に電気事業調査会を設置して、具体的な電力国営案の策定に乗り出し
た。通信省電気局は「設備民有・運営国家という民有国営案」を内容と
する「電力国家管理概説」を作成し、頼母木通信大臣は七月三日の「国
策閣議」の場で、電気事業調査会の手による「電力国策要綱」を提案、
「電力国策要綱説明書」を用いて解説を加えながら、議会提出案件として
承認を求めた。この電力国営案は「電力の統制強化」に表現を和らげた
うえで、八月二五日の閣議で承認され、具体案の策定は通信、大蔵、商
工および鉄道の関係省庁の協議に委ねられた。¹⁰⁾

こうした事態の進展を受けて、東商は九月四日、何らかの意見を明示
する「時機」に達したと認識を改め、自らの「態度」を明確にすべきか
否かを決するために役員会を開催した。¹¹⁾その参加者は第1表に示すとおり
である。

この役員会においては、中野金次郎副会頭が詳しい解説をしたのち、
それを採択することに決したら、工業交通連合部会(連合部会)に付託、

第1表 東京商工会議所役員会のメンバー

氏名	役職	第66回	第67回	第68回	備考
郷誠之助	会頭			◎	出席者
鶴見左吉雄	副会頭	◎	◎	◎	出席者
中野金次郎	副会頭	◎	◎	◎	出席者
磯村豊太郎	常議員	◎	◎	◎	出席者
明石照男	常議員	◎	◎		出席者
大谷登	常議員	◎	◎		出席者
本多貞次郎	常議員	◎	◎	◎	出席者
徳田昂平	常議員	◎	◎	◎	出席者
向井忠晴	常議員	◎	◎		出席者
森浜三郎	常議員	◎	◎	◎	出席者
三橋信三	常議員	◎	◎	◎	出席者
金光庸夫	常議員	◎	◎		出席者
大塚栄吉	常議員	◎	◎	◎	出席者
瀬下清	常議員			◎	出席者
門田重九郎	常議員			◎	出席者
山田忍三	常議員			◎	出席者
浅野良三	商業部長	◎	◎		参加
早川茂三	貿易部長	◎	◎		参加
中川正左	交通部長	◎	◎	◎	参加
鹿村美久	理財部長	◎	◎		参加

資料)「第六十六回役員会報告」1936年9月7日、「第六十七回役員会報告」1936年9月7日、「第六十八回役員会報告」1936年10月13日「電気事業統制問題二関スル記録」(東京商工会議所関係資料)。
注)◎印は役員会に出席したことを意味する。

研究することにした」と提案した。次いで、事務局より「関係方面ノ意見」を内々に聴取し、「参考案」を作成した経過について説明があった。また、公式に「関係当局、当業者方面ノ意見」を募つてから東商としての意見を決定する方法をとつた場合、「徒ニ時日ヲ遷延セシメ意見表明ノ時機ヲ逸スル虞」があるとの懸念が示された。なお、これらの発言をした人物は不明である。

役員会の審議過程では、鶴見左吉雄副会頭と中野副会頭による「詳細ナル補足的説明」もあり、結局、結論としては全会一致で当該提案の趣旨に賛成し、本件を採択、工業交通連合部会を開いて引き続き研究する

第2表 第4回工業交通連合部会メンバー

部	氏名	役職	備考
工業部	鹿島精一	副部長	出席者
	岩崎清七	部員	出席者
	磯村豊太郎	部員	出席者
	大塚栄吉	部員	出席者
	金光庸夫	部員	出席者
	鶴見左吉雄	部員	出席者
	森岡平右衛門	部員	出席者
	戎野喜太郎	部員	出席者
	板倉安兵衛	部員	出席者
	早川茂三	部員	出席者
交通部	向井忠晴	部員	出席者
	浅野良三	部員	出席者
	中川正左	部長	出席者
	金子喜代太	副部長	出席者
	井上篤太郎	部員	出席者
	本田貞次郎	部員	出席者
	大谷登	部員	出席者
	中野金次郎	部員	出席者
	広瀬与兵衛	部員	出席者
	平原重吉	部員	出席者
明石照男	部員	出席者	
徳田昂平	常議員	参加	
三橋信三	常議員	参加	
森浜三郎	常議員	参加	

資料)「第四回工業交通連合部会報告」1936年9月7日「電気事業統制問題二関スル記録」(東京商工会議所関係資料)。

ことになった。この会合は午前一〇時五分から三五分までの三〇分で閉会となった¹²⁾。メディアは、役員会で「半官半民会社」の設立という形で電力統制問題をめぐる官民の対立を「調整」しようという「空気が有力」となり、事務局で立案作業に入ったという興味深い報道をしているが、東商の「役員会報告」にその事実は記録されていない。実は、この「半官半民会社」案は、建議に盛り込まれなかったものの、木村増太郎理事が有望視した統制策であった。この点は、第三節で立ち入った検討を加える。

役員会の決定を受けて九月七日の午前一〇時四〇分から第四回工業交通連合部会が開催され、互選によって中川正左交通部長が議長席についた。その他の出席者および参加者は第2表に掲げておいた。

この会合ではまず、木村理事が「関係当局、電気協会、学者等ノ意見」

を聴取しながら、事務局で作成した「電気事業ノ統制ニ関スル建議案」に詳細な解説を加えた。木村については次節、「学者等ノ意見」は第四節でそれぞれ改めて取り上げる。さて、連合部会は、「建議案」につき「慎重審議」を行った結果、その趣旨、すなわち「所謂電力民有国営案」に對して「絶対反対ヲ表明スルコト」に賛成することを決定した。同時に、「電力消費者ノ立場」も考慮し、仮に現在の企業形態が国内外の情勢に到底適応できない「事情」があるならば、「民有国営以外ノ適當ナル方策ヲ採ルヲ妥当トスル」といった点でも意見の一致をみた。

連合部会は結局、原案に多少の修正を施したうえで、引続き開催される役員会に提案することにして、午前一一時四五分に閉会となった¹⁵。第六七回役員会は一一時五〇分に始まり、連合部会の修正とその決議を経た建議案を承認し、政策当局に建議することを決定して午後〇時二〇分に散会した¹⁶。

内容¹⁷

では、東京商工会議所の役員会で決議された「電気事業ノ統制ニ関スル建議」は、いかなる内容であったのか。『関東の電気事業と東京電力』が掲載した箇所に下線を引いた別紙資料を参照しながら確認しておこう。下線部が示すように、同書は建議の前半部分にしか目を向けていない。したがって、以下では後半部分に焦点を合わせて検討を加える。

まず、工業交通連合部会が施した（と想定される）修正に触れておきたい。史料は、修正の痕跡が残された東京商工会議所「電気事業ノ統制ニ関スル建議案」（一九三六年九月）だけなのだが、管見の限り建議案を修正した主体は他に見当たらないから、とりあえず連合部会によるもの

と仮定しておく。

建議案のもっとも大きな修正は次の点である。

「内外ノ諸情勢ニ応ズルノ必要上、電気事業ノ国営ヲ以テ不可欠トスルノ事情アリトセバ、寧ろ国営ニヨルヲ可トスベク、政府ハ宜シクソノ理由ヲ明カニシテ之ガ実施ニ付キ適正ナル」¹⁸

右の文章には取り消し線が引かれて、次のように修正された。

「現下ノ企業形態ヲ以テシテハ、内外ノ諸情勢ニ到底適応シ得ザル事情アリトセバ、政府ハ其ノ理由ヲ明ニシ、民有国営以外ノ適當ナル方策ヲ採リ、之ガ」

いずれもこのあとに「具体的方法ヲ定メ、以テ速ニ經濟界ノ不安ト企業心ノ萎縮ヲ除去スベキモノナリト認ム」と続く¹⁹。

二つの文章の比較からは次のことを読み取れる。すなわち、修正前の建議案は、「国営」を「不可欠」とする「事情」があることを認め、「民有国営」ではなく、「国有国営」をより望ましい企業形態と考えている。それに対して、修正後の建議案は、民有民営という「現下ノ企業形態」の維持を前提にしつつ、政府にそれが現状に適応できないとする理由を問ひ質す一方で、「民有国営」を選択肢から除外した。

両者の間で「国営」に対する認識に違いがあることは明白だろう。

もう一つ関心を払うべきは、東商が「民有国営」の代替手段として、①企業合併を通じた合理化の促進と②電気事業法の改正とその運用を通じた統制強化をあげた点である。とくに①は、郷誠之助会頭の電力統制構想との関連からも無視できない。

橘川武郎は、郷が「一九二八年一〇月に五大電力首脳会談を主宰し、持論の五大電力大合同を提唱した」こと、しかし、三一年一二月時点で

は実現可能性の面から「大合同を事実上断念し、電力統制会議には直接関与しなかった」と論じた。そして、その理由を「郷の大合同構想は、『財界世話役』的発想の安易な産物であり、資産評価、人事配置、債務処理等の大合同にともなう諸問題を解決するための具体策を持ち合わせていなかった」²⁰点に求めた。

郷を含む五大電力合同案の評価に関しては、検討の余地を残すと考えるが、ここでは、東商の建議のなかに企業合併を通じた合理化の促進が明記されたことに注目しておきたい。

②に関して、東商は一九三六年九月二一日の史料の中で以下のように論じている。

史料1²¹

今回政府ヨリ発表セラレタル電力民有国营案ハ、企業組織ニ急激ナル変革ヲ来スモノニシテ、政府今後ノ方針ニ対スル危惧ノ念ヲ起サシメ、独リ電力事業ノミナラズ一般企業ニ及ボス影響甚ク大ナルモノアリ、我が国産業上重大ナル問題ナルヲ以テ、民有国营ニ代ルベキ適当ナル方策ヲ講ズルヲ可トス、殊ニ政府ハ曩ニ電気事業ノ發展並ニ自主的統制ヲ目的トシテ電気事業法ノ改正ヲ行ヒ、電力料金ノ認可制ヲ設ケタル外、統制ニ関シテモ既ニ監督行政ノ範圍ヲ拡大セリ、乃チ之ガ運用宜シキヲ得バ、統制強化ノ実ヲ挙グルコト必ズシモ難事ニアラザルヲ信ズ

仍テ本案ノ如ク其ノ影響スルトコロ広汎カツ甚大ナルモノニ対シテハ、之ガ決定ニ当リ須ラク各方面ノ公正ナル意見ヲ徴シ、慎重ニ考究善処セラレンコトヲ切望ス

先述の電気事業法の改正とその運用を通じた統制強化(②)については、傍点部分を合わせると、料金認可制の導入と監督行政の運用改善によつて統制の実をあげられると解釈できる。

周知のとおり、一九三一年四月公布の改正電気事業法(三二年二月施行)は、供給義務の明確化、料金認可制の導入、公益命令の拡張、電気委員会の設置などを内容としており、民間電気事業者の自律性を維持しつつ、公益性を強調した点に特徴をもっていた。²²したがって、東商が電力統制の手段として電気事業法の改正とその運用に期待を寄せたのは自然なことであつたといえよう。

建議は最後に、電力統制のような「重大国策ノ決定」にあたり、政府が自らの「一方的意思」を強硬に押し通すことは「徒ニ弊害ノミ多クシテ極メテ危険」であると厳しく批判したうえで、「各方面ノ公正ナル意見」に耳を傾け、官民の協力によつてこの「重大問題ノ処理ニ善処」することを要望した。

この建議が、政府の「民有国营案」に対するいかなる批判と東商の電力統制構想から導き出されたのかという点は次節で検討する。

(二)「電気事業ノ統制ニ関スル建議」の提出とその反応

本項では、東京商工会議所の「電気事業ノ統制ニ関スル建議」に対する各方面の反応を検討する。

中野金次郎副会頭と木村増太郎理事は一九三六年九月九日午前八時、通信省を訪問し、省内の大臣室で頼母木桂吉大臣、前田房之助政務次官、富安謙次事務次官および大和田悌二電気局長と「会見」をするときに、「電気事業ノ統制ニ関スル建議」を提出し、「当局ノ考慮ヲ懇請」した。

その際、通信当局からも「種々意見ノ開陳」があつたとされるが、その内容は詳らかにならない。さらに中野副会頭は翌一〇日、午前九時三〇分に鉄道省で前田米蔵大臣に会い、午後二時に馬場鑣一大蔵大臣をその官邸に、そして午後三時には広田弘毅総理大臣を首相官邸にそれぞれ訪問して建議の提出と同様の陳情を行った。なお、小川郷太郎商工大臣に對しては、九月八日に木村理事が建議を届け、「民有国营ニ対スル反對ノ陳情」を行った²⁴。

こうした陳情に対する反応については、頼母木通信大臣のみが新聞で報じられた。すなわち、中野副会頭と木村理事の民有国营案に断固反對の主張に對し、頼母木は、今回の政府案は電気事業が「公益的基礎産業」であるとの認識に基づいて作成されており、けつして「国家社会主義イデオロギーに支配されている」わけではないと反論した。さらに中野が反對の理由として、他の重要産業に影響を与えることに財界が「著しく神経過敏」になっている点をあげたのに對し、頼母木は、それは「全く杞憂に過ぎ」ず、電力業以外の重要産業に国家権力による強力な介入をする意向はないと明言したと報じられた²⁵。

その一方で、東商は一九三六年九月七日時点でこの建議を携えて横浜、名古屋、京都、大阪および神戸の五大商工会議所、日本経済連盟、全国産業団体連合会（全産連）に對し民有国营案反對を呼びかけることも決めていた²⁶。そして実際、これら経済団体も東商に同調する形で反対意見を表明したのである。

たとえば、大阪商工会議所（大商）は一九三六年九月二四日、広田総理大臣、小川商工大臣、頼母木通信大臣および吉田茂内閣調査局長官に宛てて、「電気事業ノ統制ニ関スル建議」を提出した。大商はその中で、

電力業に對する「強力ナル統制」の必要性に理解を示しながら、民有国营案は「最良ノ案」とは認められず、低廉豊富な電力供給という「初期ノ目的ニ反スル結果」を招く危険すらあると批判した。そのうえで、「他ノ適當ナル統制強化ノ方法ヲ考究スル」ため、速やかに「権威アル官民合同ノ調査会」を設置し、「最モ有効適切ナル統制案」を立てることを要望した²⁷。

全産連も一九三六年九月二八日の「決議案」において、低廉豊富な電力供給の実現のために「統制強化ヲ凶ルト」は望ましいとしつつ、民有国营案については、その目的を果たすうえで「最善ノ方策」なのか「疑問」であると論じた。続けて、そうした「企業組織」の「重大ナル変革」は将来に對する財界の「危惧不安ノ念」をかき立て、「産業ノ發展ヲ阻害スル虞」もあると批判した。そして、大商と同じく、政府に對し早急に「権威アル官民合同ノ調査会」を設置して「慎重」に研究を重ね、国民の納得できる「無理ナキ方策」を立てることを求めた²⁸。

東商ほど具体性はないものの、大商と全産連も電力業に對する統制強化の必要性は認めながら、民有国营案には強い反対姿勢を示した。東商の建議は電力統制問題に對する経済団体の立場を明確化するきっかけとなったといえるだろう。

三 木村増太郎の「電力統制問題批判」

(一) 東京商工会議所理事・木村増太郎

東京商工会議所が建議を作成するにあたり、中心的な役割を果たしたのは、木村増太郎理事であつた。

木村は一九〇八年、京都帝国大学法科を卒業して台湾総督府に奉職、臨時旧慣調査会事務嘱託を務めたり、支那經濟事情調査のために上海に駐在したりした後、山口高等商業学校講師や南洋協会新嘉坡商品陳列館館長などを歴任し、三四年二月、東商の理事に就任した。²⁰⁾山口高等商業学校は一九一六年四月、支那貿易講習科を新設し、支那經濟事情と日支經濟關係を担当する教員として、木村を講師として雇ったのである。支那經濟事情は支那商業地理、支那貿易事情、支那貨幣金融および支那財政一般から成る必修科目であった。彼は一九一八年六月、右記の新嘉坡商品陳列館館長に就任するため、依願免官となったものの、二一年九月に講師として再び採用されている。²¹⁾

木村は精力的な執筆活動を展開しており、第3表に示す著作を発表していた。

なお、ここに含まれるのは単著を原則とし、編者を担った『日滿支經濟の基礎知識』と博士論文のみを例外的に掲載した。

この表からはまず、木村は台湾総督府時代から著書を執筆していたこと、山口高等商業学校に勤めて以降は、担当科目との関連から支那関連の著書が目立つことが分かる。次に、著作が貿易、財政、外国為替、金融など幅広い分野にわたっている点も注目される。この点に関しては、山口高等商業学校で担当した支那經濟事情という科目の性格を反映したと考えられる。

第3表 木村増太郎の著作

No.	タイトル	出版社	出版年
1	日本の糖業	台湾日々新報社	1911
2	刑法施行法大意	帝国法政学会	1911
3	通俗租税論	帝国法政学会	1912
4	支那の砂糖貿易	糖業研究会	1914
5	支那ノ米需給状況	台湾総督府民政部殖産	1915
6	開発スベキ支那資源(上巻)	東亜經濟研究会	1917
7	支那の經濟と財政	大阪屋号書店	1923
8	支那南洋に対する企業貿易論	巖松堂書店	1923
9	支那南洋に対する企業貿易論	海外事情研究会	1924
10	支那財政ノ真相ト其革新策ニ就テ	啓明會事務所	1925
11	支那を如何にすべきか	東亜研究会	1926
12	支那財政論	大阪屋号書店	1927
13	支那とはどんな国か——支那の社会本質と其実情——	東亜經濟研究会	1927
14	金解禁の教へ	東京実業社	1929
15	外国為替の基礎知識	刀江書院	1933
16	貿易と為替の知識	非凡閣	1934
17	日滿支經濟論	時潮社	1936
18	中小商業の将来	日本青年館	1936
19	支那經濟恐慌論	改造社	1937
20	戦時日本貿易論	改造社	1938
21	經濟学上より見たる支那事變の本質	目黒書店	1939
22	東亜經濟政策	千倉書房	1940
23	日滿支經濟の基礎知識	大阪屋号書店	1940
24	事變下の支那銀行	金融研究会	1941
25	事變下の支那金融及び金融機関	金融研究会	1941
26	東亜新經濟論	投資經濟社	1941
27	支那財政論	京都帝国大学	

- 注) 1. 東亜經濟研究会は山口高等商業学校の組織である。
 2. 表の作成にあたっては、国立国会図書館オンラインの検索結果を利用した。
 3. No.23の『日滿支經濟の基礎知識』では編者になっている。
 4. No.27の『支那財政論』は博士論文である。

最後に、少なくともタイトルからは電力業や電力統制に関わる著書を確認できない点も無視できない。次項で述べるとおり、木村は、かなり具体的に民有国营案を批判し、代替的な統制策を提起するのだけでも、それが彼のもつ専門知識（学知）とは直接的な関連を有していなかったように思われるからである^①。

（二）『電力統制問題批判』の内容

ここでは、一九三六年一〇月に商工資料第四三号として発行された東京商工会議所『電力統制問題批判——木村増太郎氏述——』（『批判』）を対象にして、東商理事・木村増太郎の電力統制論を検討する。

この資料は、東京商工会議所関係資料の『電気事業統制問題二関スル記録』に収められているが、それ以外にも国立国会図書館や複数の大学図書館で所蔵を確認できる。したがって、広く利用可能な資料であるのだけれど、管見の限りでは、これまでとくに言及されることはなかった。その理由としては、木村が東商の「電気事業ノ統制ニ関スル建議」の作成を主導しただけでなく、中野金次郎副会頭とともに関係閣僚に陳情するなど電力統制問題に強くコミットしたことが十分に認識されていなかった可能性を指摘できる。木村は有名な財界人ではなかったし、前項で述べたとおり、彼の専門は電力統制問題とは直接関連をもたなかったからである。

さて、『批判』の特徴は、単に政府の民有国营案を批判するにとどまらず、代替的な電力統制策を「提案」した点に求められる。さらに、次節で取り上げる《学識経験者》の見解を収録した点も資料としての有用性を高めている。

『批判』は緒論、主張および提案の三部から構成される。以下、この順序に即して内容に立ち入った考察を加えていく。それに先立って、木村が『批判』を発表したねらいをその序文から確認しておきたい。

彼は序文において、東商が提出した建議に対し、「色々な批判」が噴出したこと、それらのすべてに目を通したわけではないが、「可なり見当違ひな議論」も見受けられるので、建議の作成に関与した自分としては「一応思ふところを述べて置き度い」し、それとは別に「私見」をもっている。このため、建議に対する批判への応答と「私見」の披露という二つのねらいをもって『批判』を世に問うことにしたと説明した。さらに、「これは全部私個人の意見であつて、東京商工会議所の意見とは全然独立なものである」と断っている。ただし、『批判』と東商の建議との関係は、両者を比較したうえで評価を下す必要があるだろう。

緒論と主張

『電力統制問題批判』の本論は、「庶政一新の本質と電力問題」という緒論で幕を上げる。ここで「庶政一新」は、生産力の著しい発展がもたらす社会の諸制度とのさまざまな「不調和」の解消、言い換えれば、そうした「社会進化の根幹」に横たわる「矛盾の除去」を図ることを指す。したがって、この対策を誤った場合、「社会の混乱を惹起し、或は国民生産力の発展を阻害し、延いては国家の興廢」を招きかねない。

木村増太郎はこうした前提に立って、通信省の民有国营案を「徒に枝葉末節の目的にのみ拘泥して庶政一新の本筋」から外れており、立案者の時局認識のレベルを疑わせるものであると痛烈に批判したうえで、次の主張を展開する。

①「電力事業統制の必要に就ては何人も意義ないところである。然るに当局の言説はこの自明の理のみに詳細にして、民有国営の必然性及んで申ない。」

②「電力事業統制強化の必要は決して民有国営の必然性を生むものではない。」

③「所有権問題に対する立案者側の言説は低調にして、且つ的外れの甚しきものである。」

④「本案の強行は企業心を委縮せしめ、国民経済の発展を阻害する。」

⑤「国営を他の重要産業に及すか否かに就ての政府当局の説明の矛盾は該案の根柢を覆すものである。」

これらの主張のうち、①と②はほぼ同じなので一括して扱うこととし、それぞれの主張の内容をもう少し詳しく掘り下げていこう。

①日本電力業が一定の規制を受けながらも、その発展にあたり民有民営形態の「営利事業としての性質が演じた役割」は無視できない。とはいえ、電力需要の増加と電気供給の技術進歩にともない「経営形態上の何等かの改革」が要請されていることも事実であり、今日において電力統制の強化に反対する言説は耳にしない。

しかし、政策当局は電力統制を強化する必要性のみを強調するばかりで、なぜその手段が民有国営形態なのかという点には十分な説明を加えていない。木村はこれを②で、政府の説明は、電力統制の必要性からすぐに民有国営案へと「論理の飛躍」をしていると言いつつ換えた。そして、民有国営案が、「唯一の或は最も優れたる方策」といえる根柢につき、政府は「詳細且つ懇切」に解説すべきだが、他の形態との比較研究をしたのか、その実施にともなう「摩擦、障害」に対して十分な備え

をしているのか、「大に疑なきを得ない」と続けた。

このように、民有国営案に疑問を投げかけたうえで、木村は、上記の「論理の飛躍」に関する推論を述べる。すなわち、通信官僚は、自ら営む郵便や電信・電話などの諸事業の成績が先進国の水準に照らして遙かに劣り、「官営事業の非効率」を論じる際にとかく引合いに出されることを「充分承知」しているので、それを「カムフラージュする」ために電力統制の必要性だけを強調する「作戦」をとった。仮に、彼らが「官営事業の非効率」を認めれば、それは電力業にも当てはまるからである。

木村はこの点を政府が直接手掛ける「諸事業の不成績を顧みず、徒に、新なる分野への進出をのみ計画することは、国民をしてその間に何等かの不純の動機のあるやを疑はしむ惧」すらあると手厳しく批判した。³⁴

③の所有権の問題は、東商の建議でも言及された。具体的には、民有国営案の「骨子」を「私有財産制度、殊ニ所有権ノ根本觀念ニ重大ナル変革ヲ及スモノ」と見なした（別紙資料）。『批判』は、これに対して政策「立案者」が所有権は法律によって制限できることを根柢に「殆んど児童に類するが如き低調なる法律論」を弄して³⁵、それは「最眞目にするもの外れの甚しきもの」だから、「一顧に値しない」と痛烈な言葉を浴びせた。

木村は続けて、通信省案にある「電力設備会社」の問題点に論を進める。すなわち、(a)電力企業の株主は、「強制的に」電力設備会社の設立に参加させられるために選択の自由を奪われる、(b)「電力設備会社」は政府の計画と指示により各種設備の建設を義務づけられるにもかかわらず、その経営に関与することを許されない、(c)仮に、政府の収支予測が外れて損失を計上した場合、「政府の電力事業特別会計」はその補填

のために「電力料金の値上げ」、「一般会計への損失肩代り」、「交付金の停止或は削減、保証配当率の低下」といった措置が講じられるだろう。これらのうちどの措置が選択されても、「電力設備会社」の負担増を招き、間接的とはいえその株価に影響することはまちがいない。

確かに、所有権の制限に「類する」ことは過去に行われており、「形式的には一応の説明」をできるかもしれない。しかし、右記の(a)から(c)を連続した事象と捉えたとき、「単なる所有権に対する制限と同一視」できない私有財産制度、とくに「所有権の根本觀念に重大なる変革を及ぼすものと認めざるを得ない」と木村は訴えたのである。³⁶⁾

東商の建議でも触れられた④の企業心の委縮について、『批判』はドイツとイタリアの例を引き合いに出しながら、次のように批判する。すなわち、日本において統制経済論が声高に叫ばれ、実際に経済統制は着々と進行している。その一部は、国民経済における「私的企業心」の役割を無視し、「統制経済の本質」をはき違えていると断定せざるをえない。

では、「統制経済の本質」とは何か。木村は、資本主義を基礎にしつつ、その発達にもなつて弊害を生むようになった「自由競争を制限する」と同時に、「計画経済の利点」を活かして「国民経済の健全なる発達」を図ることであり、「その根幹にはあくまでも私有財産制度と私的企業心との結合」が存在しなければならない点に「統制経済の本質」を見出す。そして、ドイツとイタリアは、政府が広範な領域で計画を立てて、「厳重な統制」を遂行し、「一般の私的企業心の活動を刺戟誘導して国民経済発達の為に之を利用する」施策を実施している。木村は、こうした事例を日本も参考にすべきと論じたのである。³⁷⁾

さらに、彼は、「私的企業心の発動」が、第一義的には利潤追求を目的

とするとはいえず、それは短期的な利益だけでなく、「事業の計画、建設、経営並にその将来の発展計画と期待等一連の抱負実現」といった複数の要因に基づくことを強調した。

以上の諸点を踏まえて、木村は、仮に民有国営案が強行されたならば、今後の政府の方針と施策に対する「危惧の念」はどのような強弁をしようとする抑えられず、私的企業心の萎縮、延いては日本経済の発展を阻害することは疑えないと批判したのである。³⁸⁾

⑤の政策当局の説明の矛盾として、『批判』が具体的に取り上げたのは、通信省の大和田悌二電気局長と内閣調査局の奥村喜和男調査官の見解であった。ポイントには、国営化は電力業に限定し、他の重要産業には及ばないと述べる一方で、国民生活あるいは国防の観点から重要と見なされる産業は、公益を第一義とする「経済組織への編成替」、言い換えると、国営化を視野に入れた統制強化を実施するとの見解を示した点に置かれた。後半の議論を敷衍すれば、国営化が電力業に限られるはずはない。これが矛盾の意味するところであった。⁴¹⁾

提案

『電力統制問題批判』の最大の特徴は、建議からはまったく読み取れない電力統制の代替案を提起した点にあったと考える。それは、【I】「民有企業を基礎とする統制強化」と【II】「半官半民会社」という二つのプランである。以下、それぞれを詳しく検討しよう。

【I】「民有企業を基礎とする統制強化」

木村増太郎は、通信省と民有国営案を作成した関係者のねらいを、①水利使用の合理化、②各種電力設備の合理的な利用と①に関わる全国的

な電力融通、③火力発電の合理化、④①②③の実施による利益の獲得とそれを用いた電力料金の引下げ、⑤長期的な視点に立った大規模発電計画の立案と実行、⑥社会政策的かつ経済政策的料金制度の実現、の六つにまとめる。

そして、これらのねらいについて、民有国营でなければ達成できないとする主張は「官僚的独断以外の何物でもなく」、①②④の内容自体は妥当であるものの、「官僚的経営」によって実現できるかは疑問といわざるをえない。さらに木村は、⑤に関し傍点を付して以下のように論じた。

目・前・の・採・算・を・無・視・し・て・開・発・す・る・大・規・模・発・電・は・平・時・に・数・倍・乃・至・十・数・倍・す・べ・き・職・時・の・電・力・需・要・に・備・ふ・る・為・と・考・へ・ら・る・、・が・、・斯・く・て・は・こ・れ・が・建・設・に・要・す・る・設・備・会・社・の・莫・大・な・る・投・資・に・対・す・る・政・府・の・交・付・金・は・、・電・力・料・金・低・下・を・目・指・す・電・力・特・別・会・計・の・負・担・し・得・ざ・る・と・こ・ろ・で・あ・る・か・ら・、・当・然・何・等・か・の・形・式・に・於・て・一・般・会・計・か・ら・支・出・さ・れ・る・で・あ・ら・う・（傍点〓
本文のまま）。

短期的な利益を度外視して大規模電源開発に向けた投資をする場合、それに対する政府の交付金は、電力料金の引下げと両立させるために一般会計から支出するほかない。そうであれば、「能率低き」民有国营を強行する必然性は微塵もなく、海運業と同じく民間企業に補助金を交付する方が容易だし、⑥の「社会政策的、産業政策的料金制度」も政府による命令権と監督権の行使と補助金の交付によって、民間企業でも実現可能である。⁴³

こうした批判に続けて木村は、電力業の合理的な統制方法として、(A)

現行の企業形態を基礎にして「適當なる合同」を成立させるとともに、(B)電気事業法の改正により、電気委員会の機能の拡充強化を図ることを主張した。

(A)の「適當なる合同」に関しては、「全国を単一区域とする合同」と電力の需給状況を勘案して全国をいくつかのブロックに分割し、その間で十分な連系を図る合同という二つの方法をあげつつ、どちらかに決めるためには「一層の攻究」を必要とするとした。他方、(B)については、次のように論じる。すなわち、現在の電気事業法は「大合同」を想定していないので、「電気委員会の積極的活動」によって補完しなければならぬ。電気委員会の拡充強化は、政府の「監督権の乱用」にともなう企業活動の停滞や官僚の天下りといった「弊害」を取り除くため、「その構成と権限」を見直して電力統制の主体にすることを意味する。⁴³

以上を要するに、木村は、民有国营の必要性を訴える際に政府が用いた理由について、電力統制を強化すれば、民間形態を維持したとしても、否、民間企業を担い手にした方がより適切に対応できると訴えたのである。

【II】「半官半民会社」

民間企業の統制強化とは別に、木村増太郎は「半官半民の特殊会社案」も提唱している。それに先立ち、彼は【I】案によって「充分に且つ比較的容易」に電力業への要請に応えられると信じてはいるものの、政府が「民間形態を絶対排除すべき何等かの理由」を説得的に論じられるなら、問題の多い民有国营案よりもむしろ「国有国营を断行すべき」と主張した。そのうえで、「第二案」として以下の「半官半民の特殊会社案要綱」（要綱）を提示する。⁴⁴

「半官半民の特殊会社案要綱」

- 一、先づ五大電力会社を主体とし、その他必要と認むる電力会社を合同、一大電力会社を設置し、全国を単一にその支配下に収めしめる。地方の局部的、若しくは特殊事情による独立営業を認むることは、現国有鉄道対地方鉄道の関係の如くする。
- 二、政府は被合併会社の外債を肩替りして、その評価に従って出資する外、政府に属する既成若しくは未成の設備を以て出資するを得ること、する。
- 三、政府は新会社の役員を選任に対し認可権を有し、一定の場合にはその解任権をも行使し得ること、する。
- 四、政府は現行電気事業法を補正して統制強化の徹底を図る。
- 五、電気委員会の構成並に権限を改造して、強力なる積極的権能を付与する。

『批判』はこの「要綱」について詳しい説明を加えている。

第一に、五大電力を中心とした《大合同》によって成立する「全国単一企業」が、主要な発送電事業を経営することになる。その結果、通信省の民有国营案の目的である「総合経営の利点」をほぼ享受できるとした。

具体的にはまず、「全国単一企業」が水利権を独占することで、長期的な視点から「採算の許す最も広範囲」な電源開発を合理的に進めるインセンティブを付与できる。言い換えれば、「河川水利の総合的利用」を実現できる。次いで、電力の相互融通によって「総合負荷」を実現できる。また、もっとも有利な地点に大規模火力発電所を建設し、効率的な運転

を実現できる。さらに、「電気コストを総合する結果」、電気料金の統一を実現できる。ただし、それは、「必ずしも画一の意ではない」⁽⁴⁵⁾。

第二に、この「全国単一企業」は、利潤追求を目的とすると同時に「国策的使命」を帯びて設立されるため、電気事業法の改正を合わせて実施すれば、「電力事業経営を通じて為すを便利とする国策の遂行」を実現できる点を強調した。たとえば、新興産業の育成や農村電化に向けた「産業政策的社会的」な料金制度の採用、あるいは「国防上の諸施設の実施」がそれに当たる。なお、その際は政府による「相当の補償」を必要とした。⁽⁴⁶⁾

第三に、「株式会社組織の半官的民営」形態をとる「全国単一企業」は、そのパフォーマンスが直接的に株式市場によって評価されるだけでなく、株主の「監視」を受けることで経営効率の改善が促され、そのパフォーマンスは「国営に比して当然良好」であると考えられる。さらに株式会社とのメリットとして、「議会の掣肘」を受けないので、経営者と政府の合意によって拡張計画などにつき迅速な意思決定が可能になる。⁽⁴⁷⁾

第四に、政府が、被合併企業の外債を肩代わりして出資することは、内債と異なり国内の金融市場に及ぼす影響を「顧慮」する必要がなく、また、公債政策の点からも交付公債のような「悪影響」を及ぼさない。加えて、通信省の民有国营案と違って、「綜括的移転」のために海外の電力外債保有者に不安を抱かせる恐れもなく、「国際信義」の点から見ても「最も妥当な処理方法」と考えられる。

この点に関して、「全国単一企業」は「半官半民」だから、政府の現物出資と外債の肩代りによる出資は「過半を制し得ない」が、過半数に達しなければならぬ理由はない。なぜなら、政府は「会社役員を選任認

「可権」や「管理官の設置」、改正後の電気事業法の運用などによって十分に自らの意思を経営に反映できるからである。

最後に、「要綱」の第五項にある電気委員会については、次の提案をした。すなわち、基礎産業かつ公益事業として重要な位置を占める電力業に対しては、「一部の偏したる立場」ではなく、「広く各方面の知識経験を集め」ながら「監督指導」に当たるべきである。そのためには、電気委員会の機能を拡充強化し、「単なる諮問機関」にとどまらない「積極的な役割」を与えると同時に、そのメンバーも「現実に働き得る有能なる識者」を揃えるべきである。⁴⁹

以上のように、木村は、通信省の民有国营案に批判を加えたうえで、「Ⅰ」「民有企業を基礎とする統制強化」と「Ⅱ」「半官半民会社」という二つの代替案を提起した。ここで一つの疑問が生じる。「支那」の貿易や金融、財政、「日支経済関係」を専門とし、電力業（の統制問題）に関して豊富な専門知識を有したとは思われない彼が、なぜこのような電力統制案を《作成》できたのか。節を改めて検討してみよう。

四 《学識経験者》の見解

本節では、東京商工会議所が、電力統制問題に関して回答を求めた《学識経験者》の見解に考察を加える。具体的には、『電力統制問題批判』の中で「電力統制問題に関する諸家の意見」として紹介された見解である。

『批判』によれば、東商が「比較的公平な立場にある学者百数名に意見を求め」た結果、一九三六年九月末日までに二七名から回答が寄せられたという。具体的な質問事項は、「電力統制に関する綜括的御意見」と

「電力統制の諸方策の可否、長短」であり、後者の選択肢は（A）民有国营、（B）国有国营、（C）国有民营、（D）民有民营、（E）その他の五つであった。⁵⁰なお、「電力統制問題に関する諸家の意見」には少なくとも一ポイントが付されているが、筆者のそれとの混同を避けるために下線に変更したことを予め断っておく。

（一）東京商工会議所に意見を寄せた《学識経験者》

第4表には、東京商工会議所の問合せに答えた二七名の《学識経験者》の氏名と所属、役職、先述した「電力統制の諸方策」（事業方式⁵¹）に関するスタンス、そして、『電力統制問題批判』に掲載された意見の文字数⁵²などを示しておいた。

この表からはまず、一部のマスメディア関係者を除くと、ほとんどが大学と高等商業学校の教員（教授）であったことがわかる。もともと多いのは早稲田大学の六名、次いで京都帝国大学の三名が続く。東京帝国大学が二名しかいない点は気になるが、その理由は詳らかにならない。また、明治大学や法政大学など私立大学の教員も複数確認できる。全体的には、早稲田を除くと、特定の大学に偏っていなかったといえる。

予め断っておけば、管見の限り、ここに登場する《学識経験者》が電力業に精通していたことを示す証拠を見出せない。また、法学や経済学、商学を専門とする学者が大半を占めたものの、産業統制や事業方式（企業形態）を研究していた痕跡はほとんど確認できない。⁵³その意味で、彼らの見解は直接関連する専門知識に裏づけられていたように思われない。言い換えれば、専門外の《学識経験者》が自らの見解を表明するくらい電力統制問題は注目された社会問題であったと推察できよう。

第4表 電力統制に対する《学識経験者》の見解

No.	氏名	所属	役職	学位	事業方式の可否				文字数
					(A)	(B)	(C)	(D)	
1	松本丞治	東京帝国大学	元教授	法学博士	×	○	△	△	99
2	粟津清亮	(専修大学)		法学博士				◎	77
3	道家齊一郎	専修大学	教授		×	×	○	△	525
4	井藤半彌	東京商科大学	教授	経済学博士	◎				52
5	高木友三郎*1	法政大学	教授	経済学博士					83
6	高田保馬	京都帝国大学	教授	文学博士	△	△	×	○	231
7	神戸正雄	京都帝国大学	教授	法学博士				◎	143
8	北澤新次郎	早稲田大学	教授	商学博士	△	○			154
9	加藤正治*2	枢密院	顧問官	法学博士	×	×	×	○	190
10	三辺金蔵	慶應義塾大学	教授	経済学博士	×	○	○	○	414
11	北村五良	神戸商業大学	教授		○	×	×	×	331
12	岡実	大阪毎日新聞	会長	法学博士					47
13	呉文炳	東京帝国大学	講師	経済学博士	△	×	△	○	86
14	小林行昌	早稲田大学	教授	商学博士	△	○	△	◎	222
15	村本福松	大阪商科大学	教授	商学博士	○	×	×	×	100
16	作田莊一	京都帝国大学	教授	経済学博士	△	○			158
17	西野喜与作	時事新報	論説委員					○	53
18	山村喬	法政大学	教授	経済学博士	×	△			58
19	北崎進	明治大学	教授		×	○	×	×	221
20	小林新	早稲田大学	教授		○	◎			140
21	高島佐一郎	名古屋高等商業学校	教授			◎			315
22	小汀利得	中外商業新報	編集局長		×	×	×	◎	175
23	服部文四郎	早稲田大学	教授	経済学博士	△	×	◎	×	204
24	井上貞蔵	日本大学	教授	商学博士					200
25	長谷川安兵衛	早稲田大学	教授	商学博士	△			○	254
26	林癸未夫	早稲田大学	教授	法学博士	○	△	△		662
27	金原賢之助	慶應義塾大学	教授	経済学博士					1,524

資料) 東京商工会議所『電力統制問題批判——木村増太郎氏述——』(商工資料第43号) 1936年10月などより作成。

- 注) 1. 高木友三郎は1935年に内閣調査局の専門委員を務めていた。
 2. 加藤正治は1931年3月に東京帝国大学教授を退官した法学者である。
 3. 「事業方式」欄の(A)は民有国营、(B)は国有国营、(C)は国有民营、(D)は民有民营である。
 また、◎は積極的賛成、○は賛成、△は消極的賛成、×は反対を意味する。
 4. 「事業方式」がすべて空欄のケースは、回答がなかったことを意味する。
 5. 文字数は、スペースを含まないものをカウントした。

次に、「文字数」欄に目を転じると、大阪毎日新聞の岡実会長の四七文字から慶應義塾大学の金原賢之助教授の一五二四文字までかなりの差を見出せる。東商が、《学識経験者》の回答をそのまま『批判』に掲載したか分らないので、この文字数が実際の回答のボリュームを示すとは断言できない。しかし、少なくとも、簡潔な回答を膨らませることはむずかしいと思われるから、大きな乖離はないと考える。

詳しい分析は次項以降に譲るが、最小文字数の岡の意見のみを紹介しておけば、「拝復折角乃御高示に候得共、研究中の事とて直ちに解答致しかね候段、不恵御承認被下度願上候⁵⁾」と答えている。現在「研究中」につき「解答」できない旨をわざわざ伝えており、岡という人物の律義さを想像させる。もちろん、こうした回答は例外中の例外である。

ここで後の議論との関係でとくに重要な意味をもつ前出の金原賢之助教授を紹介しておきたい。『批判』に掲載された文章を見る限り、彼らもつとも長文の意見を東商に寄せた人物だからである。

金原は一九一五年に県立浜松商業学校を卒業した後、慶應義塾大学理財科に入学、高橋誠一

郎教授の研究会に所属して指導を受け、「ベーム・バヴェルクとJ・B・クラークの資本論争」をテーマにして卒業論文を作成する。卒業後の一九二一年に同大理材の助手、二三年に予科教員、二五年から二八年にかけて国際金融と外国為替の研究を目的に欧米に留学し、帰国後は助教兼予科教員となり、翌二九年に教授に昇進した。主な業績としては、博士号の授与に結びついた一九三四年刊行の『世界経済の動向と金本位制』（巖松堂出版）があげられる。

学外の活動としては、一九三二年から財団法人金融研究会の調査研究事業を主導する一方、内閣臨時金融調査委員会、中央物価委員会、通貨安定対策委員会、大学設置審議会などの委員を務め、「大蔵大臣および商工大臣などから個人的に意見を求められることも多かった」とされる。そして「日本商工会議所および東京商工会議所その他の多くの（民間引用者）団体の委員または参与などを依頼され」たという（高木（一九五九））。時期は定かでないが、ここに東商との接点を見出せるのである。金原以外の《学識経験者》については、その見解を検討する中で必要に応じて、入手可能な資料から判明する範囲内で紹介することにした。

（二）電力統制に関する総括的意見

電気事業の合理的経営を通じた低廉豊富な電力供給というねらいと、その実現手段としての統制ないしその強化自体を否定する意見は皆無である。したがって、《学識経験者》の見解の相違は事業方式に絞られる。ここでは、その具体的な分析に先立って、金原賢之助教授の意見に耳を傾けたい。彼は他を圧倒する量の意見を寄せただけでなく、代替案を提示した唯一の人物だからである。

第一に、金原は、冒頭で「国营にせよ、民营にせよ、日本経済の発展に役立つものならば、差支なし」との立場を明らかにしたうえで、電力統制の必要性、次いで国营自体を否定しないものの、通信省案については、民有国营方式を選択した理由とその目標が明確でない点を批判した。第二に、彼は一般論として、「国家管理」による事業の「全国的統一」が「合理的経営」を促すことは否定しない。しかし、それを根拠に国营化するのであれば、なぜ対象を電力業だけに限定するのか。政策当局は、「基礎産業全般」の国营化を想定していないと説明するが、一方で「資本主義の是正」を訴えるのだから、「電力国营」は「基礎産業全般」へと広がっていく契機と考えるのが妥当である。⁵⁵⁾

第三に、金原が民有国营案の批判にとどまらず、「半官半民の全国電力会社持株会社」（持株会社）を設立し、それを「全国的統制主体」にするという代替案を提示したことに注目したい。具体的には次のようなプランであった。⁵⁶⁾

- ①持株会社は、傘下の電力企業に役員あるいは「監督者」を派遣する。
- ②発送配電事業は従来どおり「民有民営」方式で運営する。ただし、統制の実効性を高めるために、地域的・技術的視点に立って既存の電力企業の合併を促進する。その際、必要に応じて「強制合同法」を制定する。⁵⁷⁾

③持株会社は、「必要と認めた統制事項」を主務大臣に申請し、主務大臣はそれを「電力審議会に附議して意見を求め、それを斟酌して採否を決定する」。また、主務大臣は、必要と認めた事項を持株会社に命令できる。ただし、その場合は可能な限り電力審議会の賛同を求めることを至当とする。

④ 電力企業は、必要と認められた施策ないし事項を持株会社に申達して許可を求めなければならない。その施策ないし事項が「全国的統制」に関係ない場合、持株会社はその諾否を決定し、関係のある場合には③の手続きをとることとする。

⑤ 持株会社は、自ら新たな水力開発を行うか、あるいは傘下の電力企業に行わせることができる。

このような代替案について、金原は、「極く輪郭だけで、新機関の設立、組織、其の統制事項等に就いて、問題が多々あると思ふ、随つて全くの試案に過ぎない」と述べたが、東京商工会議所の問合せに代替案を付して答えた《学識経験者》が、彼だけであったことは繰返し強調しておきたい。

(三) 電力統制の諸施策に対する見解

本項では、電力統制の諸施策に対する《学識経験者》の見解を(A) 民有国营、(B) 国有国营、(C) 国有民営、(D) 民有民営、(E) その他に関する評価を手がかりに検証する。

第4表の「事業方式の可否」欄からは、その全体的な傾向を読み取ることが出来る。すなわち、政策当局の民有国营案(A)を支持する回答(◎と○)は五名、消極的な賛成(△)を合わせると一二名を数える。逆に、反対の立場を明確にした回答(×)は七名であった。

注目すべきは、(B)の国有国营を積極的に支持する回答(◎)が(A)よりも多い二名、支持・消極的支持(○と△)を合わせると九件に達した点である。そのうち四名は民有国营よりも国有国营を望ましい事業方式と考えていた。現状の民有民営方式の支持者(◎と○)は一〇名、消極

的支持は二名で計一二名を数えた。もつとも支持が少なかったのは、(C)の国有民営方式だが、当時、これを有力な統制策と主張する意見がほとんどなかったことから違和感のない結果である。

全体的にみると、国营を支持する回答が多いように思われる。それは、東商が《学識経験者》の意見を広く募り、自らに都合のいい見解に偏ることなく、冊子体の形で公開したことを示唆する。

民有国营／国有国营の支持派

第4表をみると、同じ国营でも民有より国有の方が強い支持を受けていたことがわかる。

たとえば、明治大学の北崎進教授はまず、電力業のように公益性の高い事業の場合、原則的に「営利を目的」にした経営はできないとの見解を明らかにする。それゆえ、国营民有と民有民営は「不可」、民有国营方式も「不徹底」であり、かつ民有と国营両方の「欠点」を併せもつことになるから「国营の目的を達成することは困難」と述べて退ける。そして、民間の電気事業者に対して「相当」の金銭的な「補償」をしなければならぬとの但し書きを付けながら、国有国营方式に「賛成」票を投じた。⁽⁵⁸⁾

早稲田大学で「統計学」を担当する小林新教授⁽⁵⁹⁾は、将来的に民有国营から国有国营へ進んでいくとの「展望」を描き、さらに電力の供給面だけにとどめず、「第二段の工作」として「電力消費方面」の「国营」化の必要性を訴えた。⁽⁶⁰⁾北澤新次郎教授(早稲田大学)⁽⁶¹⁾も、前出の北崎と同じく電力業という「一国の経済生活」に重要な影響を与える産業は「営利の対象」にするべきでなく、「奉仕の観念」で運営すべきという立場であ

り、「電力国営は必然のものであると信じ」ていた。ただし、国有国営を支持しながら、経営は電力業に従事する人物を中心にすれば「最善」だ⁽⁸⁾けど、「官僚的の経営をすれば現状より悪くなり勝つもの」とも述べていた。つまり、経営の担い手としては官僚ではなく、電力業経営者の能力を高く評価したのである。

林癸未夫教授（早稲田大学）は、「総括的意見」として、政府が民間の電気事業者をただ「監督」するだけでは「公益的統制の実」をあげ難いとの認識を示したうえで、「国家権力」による電力統制の「拡大強化」は、日本にとって「必要かつ適切な方策」と述べる。そして、電力国営に對する「世上の反論」を「虚妄か泣言か或は枝葉末節に拘泥するものにして、問題の本質を大局高所より達観すること」ができていないと一刀両断に切り捨てた。

注目すべきは、林が電力統制の「最も理想的な」方式として国有国営と国有民営をあげた点、言い換えれば、国営ではなく国有を重視した点である。しかし、財政上の制約のために、国有が実現不可能ならば、民有国営も否定しない。少なくとも、現状の民有民営を「放任すること」は、「国運の進展」あるいは「国民経済の振興」を促すことにつながる。そして、電力業の「公益的総合的統制は如何なる見地よりするも刻下緊要の国務」と主張した。

ここで強調したいのは、「国営」が日本国有鉄道や煙草専売制度のような「純然たる官僚的経営」を意味しないことである。林は、「特別法」の制定によって、経営陣に民間の「企業家的才能を有する者」と「公共的地位にある者」を起用すべきと論じた。また、「民営」の意味も現状のように「資本家及企業家の自由経営に一任すること」ではなかった。それ

は、官僚、企業家・経営者、需要家、消費者など利害関係者の代表によって組織された「協同機関」に担わせる選択肢も想定していたのである⁽⁹⁾。

国有国営を明確に支持したのは、名古屋高等商業学校の高島佐一郎教授であった。高島に関する情報は少ない。管見の限り、彼の著作とそれらを対象にした書評を発見できるくらいである。まず、一九一五年に『金融の原理（附）欧州戦時の金融問題一斑』（東京宝文館）が刊行された時には小樽高等商業学校講師、一二年に『金融経済の諸問題』（東京宝文館）を出版した時点では名古屋高等商業学校教授になっている。このポストは、『新貨幣金融論』と『金融統制論』（ともに千倉書房）を発表した一九三四年時点でも変わらない。これらの著作からもわかるように、高島の専門領域は金融、とくに国際金融であり、神戸商業大学の新庄博によれば、前出の『金融統制論』以降は「通貨管理の問題を中心に」据えて研究を進めたとされる（新庄（一九四一））。

高島は、日本経済の現状と電力業の「独占的性質」を考えると、事業方式としては『国有国営』の外に道なし」と断言する。ただし、その理由は他の『学識経験者』とは異なる。それは、彼が「国債政策の困難化」を国有化の問題点としてあげる意見に対し、次の反論したことから明らかになる。

すなわち、中央銀行の金融（緩和）政策を重視する英国と、財政政策（赤字国債の発行）に重きを置く日本や米国という違いはあるものの、フランスやスイス、オランダを除く欧米諸国は「低金利を動力とした通貨膨張政策」を採用している。したがって、国債を発行して電力業の国有化を断行することに何ら問題はない。国有化以降の電力企業の予定配当率と新たに発行した国債の利率の差を利用して当面の電源開発を進め、

不足資金は特別会計で補填すればよい。これが、高島が国有国営を支持する際に用いた論理であった。⁽⁶⁵⁾

このように、国営を支持する《学識経験者》の中には、民有国営を国有国営に移行する間の過渡的な事業方式と考える論者が少なくなかった。ここで強調したいのは、国営が必ずしも《官営》を意味しなかったことである。それは、効率的な経営を実現できる企業家・経営者に公益性を重視した経営目標をもたせることを念頭に置いていた。その意味で、既存の電力業経営者に寄せられた期待は小さくなかったと考えられよう。

民有民営／国有民営の支持派

先述したとおり、現行の民有民営方式を支持する《学識経験者》は必ずしも少なくなかった。

たとえば、中外商業新報の小汀利得編輯局長は、電力業を「本来高度に統制」すべき産業と位置づけた。ただし、その統制は電気事業法によつてすでに実行されており、「低効率なる官営を企てること」に意味はなく、同法を制定しながらそれを「活用出来ない通信大臣に直接電力をいぢられることは危険極まる」と痛烈に批判した。したがって、小汀にとつて、民有国営は「絶対不可」、国有国営は「之亦不可」、国有民営は「必要無し」、そして民有民営こそ「大いに可也」であつて、右記のように電気事業法の運用によつて「適度に統制すれば」よかつたのである。⁽⁶⁶⁾

新聞紙上で「保険王として学界、実業界に君臨している」と紹介された粟津清亮⁽⁶⁸⁾は、電力統制に関する一般的な考え方について、「適当なる統制」を通じて電気の不合理な配分を改め、需要者の負担を軽減すると同時に、「国家の防備と財政に資する処あらば成功」といえるとしたうえ

で、「適当」な事業方式は「民有民営当然なり」と断言した。⁽⁶⁹⁾ただし、『批判』にその理由は記載されていない。

早稲田大学の小林行昌教授⁽⁷⁰⁾は、「国家的立場」から考えて、「国営が果して永く料金を低下し得るか、疑問が多い」と否定的な見方を示したのち、「暫く現状のまゝ、で統制を強化したらどうか」との意見を披露する。実際、小林は四つの事業方式を比較した際に、統制の点では国有国営を「理想」とし、民有国営は「一時的」と退けた。そして、民有民営での統制が不可能であれば、国有国営しか方法はないと結論づけた。⁽⁷¹⁾彼は、統制面からみて優位性をもつ国有国営方式が、電力料金の低下という主要な目的の達成に有効でないという消極的な理由から現状の民有民営を支持したといえよう。

長谷川安兵衛教授（早稲田大学）も、電力統制の必要性には賛同した。とはいえ、「時代の力を利用して一躍国営化」という「統制手段」をとることは「感心」できないし、「元来電力は公益企業である」とはいえ、「国営にするまでの必要」はない。彼は、「一朝事ある時に対する用意」についても、性急な「国営化」しなくとも可能と考えていた。

長谷川は、「依然として民有民営を以て（統制することは）引用者）十分である」との認識をもっており、「国家有事」への準備としては、「法規を以て現在以上の統制手段を講ずること」をもっとも望ましい施策とした。ただ、法律による統制強化を図つたのちに、「民間事業を圧迫しない程度に漸次国営化することに就ては必ずしも不賛成ではない」とも述べており、完全に国営を否定したわけではなかった。⁽⁷²⁾

最後に、国営／民営のいずれか一方を選択しなかつた、言い換えれば、国営支持派とも民営支持派とも色分けのしにくい慶應義塾大学の三辺金

蔵教授の見解に目を向けたい。

三辺は一九〇八年三月、慶應義塾大学理財科を卒業した翌月から助手となり、〇九年四月から同大学部予科教員として「経済原論」を担当、一二年八月から一五年八月にかけて「商事経済学」を研究するために英国とドイツに留学し、帰国後は「経済政策」を担当する一方で、慶應義塾に初めて「会計学」を開講した⁽⁷³⁾。三辺の追悼文を寄せた経営学者の鈴木保良は、「慶應義塾における会計学講座の創設者であり、また確立者でもあ」つて、「わが国における会計学の生成発展のために先生は、偉大なる業績を遺された」と記している⁽⁷⁴⁾。

第4表をみると、三辺は、国有国营、国有民营、民有民营に〇印が付いている。これは何を意味するのか。彼は、低廉豊富な電力供給という趣旨を「結構なことに相違ない」としつつ、低廉と豊富の間にある矛盾に言及する。すなわち、豊富な電力供給に必要な水力開発には「必然的に」多額の発送電コストがかかるから、低廉なそれと両立しない。したがって、そうした高コストの発送電設備の建設と運営は「国家に於て之を為すことを必要とする」だろう。ここに彼が国有国营を支持する理由を見出すことができる。

他方で、「普通の所」は、「一定の標準」を設定したうえで、「民有民营」方式を維持し、「必要な限りの統制下に企業家の自由手腕を發揮せしむる」ことが望ましい。「御役人仕事の幣に墮することを防ぎ得る」からである。三辺は、官僚による経営をまったく信用せず、その弊害に強い懸念を示した。それゆえ、著しく不利な電源開発地点でなければ、民有民营方式を支持したのである。そして、彼は次の結論に至る。

即ち問題の解答は適宜に国有国营、国有民营、民有民营を併せ行ひ、事実上に統制の実を擧ぐるにあつて、必ず一つの形に統制せねばならぬと考ふ可きものではないであらう。況んや民有国营といふが如き両者の弱点のみを結合するが如きは拙策中の拙策であつて、如斯は亡国策と申すの外はないであらう⁽⁷⁵⁾。

「適宜」の意味は判然としないが、三辺は、建設コストと運営コストの二つの基準を設定したうえで、両コストの相対的に低い《地域》は民有民营、建設コストは高いが、運営コストは採算のとれる《地域》は国有民营、そして、両コストともに高く採算の悪い《地域》は国有国营という形で三つの事業方式を併用することを想定したといえる。そして、通信当局の民有国营案については、「拙策中の拙策」と手厳しく批判したのである。

このように、民营方式を支持した《学識経験者》もまた、官営の非効率性を問題視し、民営の効率性を評価する小汀もいれば、部分的な国有国营の有効性を主張した三辺もあり、将来的な国营化を必ずしも否定せず、当面の施策として民営形態での統制強化を唱える長谷川のような存在も確認できるといった具合に多様な見解をもっていたといえよう。

五 結語

以上、「電気事業ノ統制ニ関スル建議」に示された東京商工会議所の電力統制に対する見解と、東商理事・木村増太郎の「私案」とされる『電力統制問題批判』、そして、東商の問合せに回答を寄せた《学識経験者》

のさまざまな意見を企業形態（事業方式）に注目しながら検討してきた。最後に、分析結果をまとめることで結びとしたい。

第一に、東商は、通信省が頼母木桂吉大臣・大和田悌二電気局長を《柱》とする体制の下で、民有国営方式による電力統制案を急速に具体化させたことを受けて、自らの立場を明確にするべく、役員会や工業交通連合部会などで審議を重ね、民有国営案に「絶対反対」の姿勢を明示した「電気事業ノ統制ニ関スル建議」を決議した。

この建議は、国有国営を民有民営よりも望ましい企業形態と評した当初案に修正を施し、民有民営を前提にしながら電気事業法の改正とその運用によって統制を強化することを訴えた。とくに建議が、民有国営方式の代替案として企業合併を通じた合理化の促進を提示した点に注目したい。そこに郷誠之助会頭の唱えた五大電力合併案に通じるものを見出せるからである。

東商の中野金次郎副会頭と木村増太郎理事は、この建議を携えて通信省を訪れ、民有国営案に絶対反対の意見を表明するとともに、広田弘毅総理大臣をはじめ、大蔵、商工両大臣に対しても同様の訴えを繰り返した。

他方で、東商は建議を用いて横浜、名古屋、京都、大阪および神戸の五大商工会議所や全国産業団体連合会などに対し、民有国営案に反対するよう働きかけた。そして実際に、大商と全産連は民有国営案の問題点を指摘し、官民の代表者による会合で望ましい方策を慎重に審議することを強く求めたのである。

このように、東商は一九三六年九月に入って以降、それまでの様子見の姿勢を転換し、政府案に反対する積極的な《運動》を繰り返すことで、他の経済団体の協調行動を促したといえる。

第二に、本稿では木村理事の『電力統制問題批判』を詳しく検討した。それは、木村が東商の「電気事業ノ統制ニ関スル建議」の作成を主導しただけでなく、この建議をもって関係各所に働きかけを行った中心人物だったからである。

木村は、企業家・経営者ではなく、山口高等商業学校で支那の貿易や財政、金融など幅広い分野の科目を担当する教員であり、数多くの著作を発表していたが、電力業に直接関連する専門知識（学知）を有してはいなかったように思われる。にもかかわらず、彼の『批判』はかなり具体性を帯びていた。

とくに関心を向けたのは、次の諸点である。まず、木村は、通信当局が誰も反対していない電力統制の強化の必要性だけを強調し、それが民有民営案に結実する必然性を説明できていない、つまり、論理に飛躍がある点を問題視した。彼はこの点について、通信当局が手掛ける官営事業の非効率性を「カムフラージュ」していると疑わざるをえないと批判したのである。

次いで、『批判』が、建議に盛り込まれた所有権の制限と企業心の萎縮について詳細に論じたことも強調したい。

右記の二点に関して、木村は、「統制経済の本質」から説き起こす。すなわち、その本質は、自由競争の制限と計画経済の利点の活用を通じて「国民経済の健全なる発達」を企図するものであって、その基盤には「私有財産制度と私的企業心との結合」がなければならない。ドイツとイタリアの場合、広範囲にわたる計画経済の導入と強力な統制と同時に、「私的企業心」を経済発展にうまく利用しており、日本はこの経験を参考にすべきである。

こうした《民活》に対する木村の信頼は、民間企業が利潤追求を第一義的な目的にするとしても、それは必ずしも短期的な視点に立った経営に直結するわけではなく、複数の要素から成る長期的な視点に立った経営をもたらず可能性をもつとの考えから導き出された主張であった。

第三に、木村理事の『批判』の中でもつとも重視したいのは、単に通信当局の民有国営案を批判するにとどまらず、【Ⅰ】「民有企業を基礎とする統制強化」と【Ⅱ】「半官半民会社」という二つの代替案を提起した点である。

【Ⅰ】案については、全国一社か地域別ブロック制の導入かの選択を避けつつ、企業合同と電気委員会の機能拡充を通じた電力統制の強化によって、政府の目指す電気事業の合理的運営と大規模電源開発による低廉豊富な電力供給は可能であり、民有国営よりもむしろ民有民営のほうが望ましい企業形態であると論じた。他方、【Ⅱ】案に関しては、「半官半民会社」が株式市場にパフォーマンスを評価され、かつ株主の「監視」を受けることで、経営効率の改善が促される点に言及したことを強調している。木村が、企業統治の点からも「半官半民会社」を望ましい統制策と認識していたといえるからである。⁷⁶⁾

以上のとおり、木村理事が「私見」として発表した『批判』は、東商の建議の内容をより詳細に展開したものであった。換言すれば、東商の建議は、代替案の提示を避けながら、『批判』のエッセンスを凝縮したものであったと評価できよう。

本稿の一つの特色は、従来の研究がほとんど言及してこなかった《学識経験者》の見解に光を当てた点に求められる。したがって、この点に関わる主な結論もまとめておかなければならない。

東商は、数百名の「学者」に対し、①「電力統制に関する総合的御意見」と②民有国営、国有国営、国有民営、民有民営およびその他という五つの「電力統制の諸方策の可否、長短」を問い合わせた。『批判』が「比較的公平な立場にある学者」と記したとおり、《学識経験者》は、電力統制の強化を必要とする点こそ共通していたものの、国有国営支持から民有民営支持まで幅広い回答を寄せた。

ここに登場した《学識経験者》のほとんどは、法学や経済学、商学を専門にする大学教授であったが、電力業や産業統制に精通していたと見なせる人物は少なく、その意味で専門知識（学知）に基づく見解とは必ずしもいえなかった。しかし、だからこそ当時は専門外の《学識経験者》が自説を唱えるレベルで、電力統制問題が注目を集めていたと推測できるのである。

まず、もつとも《長文》の回答を寄せた慶應義塾大学の金原賢之助教の「総合的御意見」に注目したい。

金原の代替案は、「強制」的に合併を促進した民有民営の電力企業に発送配電事業を運営させつつ、それを新設する「半官半民の全国電力会社持株会社」を主体にして統制するという内容であった。持株会社が電力企業を、通信省（大臣）が持株会社をそれぞれ統制することで、その実効性を高めることをねらった「試案」であり、事業方式としてはあくまでも民有民営の維持に重きを置いていた。

ここでは、持株会社と事業会社の違いはあるものの、「半官半民」という点で、金原のプランが東商の木村理事の『批判』に通じる点をもつことを指摘しておきたい。

全体的にみれば、事業方式に対する《学識経験者》の見解は幅広く、

通信省の民有国营案を支持する見解、それよりも国有国营を望ましいとする意見、統制の強化を認めながらも民有民営の維持を訴える主張などが東商に寄せられた。

国营を支持する《学識経験者》は基本的に、営利を追求する民間企業が公益性の高い電力業を担うことに否定的であり、しかも民有国营より国有国营があるべき姿と考えていた。そのため、民有国营を国有国营に移行するまでの過渡的な事業方式とする見解も少なくなかった。

とくに強調したいのは、国营支持者も、官僚より企業家・経営者の手腕を評価していたことである。具体的には、企業家・経営者に公益性をもたせることで、官営の非効率性を回避しながら、合理的な事業運営を実現することを想定していた。その意味で、既存の電力業経営者に対する評価は低くなかったといえるだろう。

他方、民営を支持した《学識経験者》については、官営の非効率性に懸念を示しながら民有民営を強く推す見解、中長期的には国营化を否定せずに、当面は民有民営の維持を唱える見解といった具合にかなりの幅を確認できた。ただし、どちらも統制強化の必要性を認める点で共通していたことは忘れてはいけぬ。現状維持は立場を超えて共有されていたのである。

最後に、慶應義塾大学の三辺金蔵教授の意見に言及しておきたい。三辺は、建設コストと運営コストを基準にして、どちらのコストも相対的に低い《地域》は民有民営、前者では採算がとれないものの、後者で採算のとれる《地域》は国有民営、そして、両コストともに高く採算のとれない《地域》は国有国营という形で、複数の事業方式を組み合わせたというユニークな方策を提案したからである。

繰り返しになるが、東商の「電気事業ノ統制ニ関スル建議」は、その作成の《柱》を担った木村増太郎理事の『電力統制問題批判』をベースにしたと推察される。民有国营案を批判した木村が、建議に記載されなかった電力統制の代替案を「私見」としてもっていたことは強調されてよいと思う。そして、木村（東商）は、自らの立場を明確化する際に、《学識経験者》に意見を求めた。それは、電力統制の強化の必要性を認める点ではほぼ一致していた。しかし、国营（民有／国有）支持者と民営（民有／国营）支持派の双方を含み、かつ各人の見解にも小さくない差異を確認できた。彼らは電力業に精通していたわけではなく、また、その多くは産業統制を専門にしていたわけでもなかった。だからこそ、幅広い意見が東商に寄せられたのかもしれない。

それは、間接的にはあるけれども、木村理事と東商の建議を通じて民有国营案に対する複数の経済団体の反対運動を誘発する効果をもったと考えられよう。

《別紙資料》

「電気事業ノ統制ニ関スル建議」一九三六年九月七日²⁷

電気事業ガ其ノ公益的基礎的重要産業タルノ性質ニ鑑ミ、国家ガ之ニ対シテ適正ナル統制ヲ加ヘ、其ノ総合的利益ヲ求ムルノ必要ナルハ言ヲ俟タズ

然レドモ最近政府内部ノ立案トシテ伝ヘラルル所謂電力民有国营案ニ就テ見ルニ、其ノ骨子トスル所ハ私有財産制度、殊ニ所有権ノ根本觀念ニ重大ナル変革ヲ及スモノト認メザルヲ得ズ

從テ万一本案ノ強行ヲ見ルガ如キコトアランカ、一般經濟界ヲシテ政

府今後ノ方針ニ対スル危惧ノ念ヲ昂ラシメ、其ノ企業心ヲシテ著シク委縮セシムルノ結果ヲ招キ、延イテハ我が国民経済ノ發展モ阻害シ該案ノ本旨ニ悖ルコトトナルヤ必セリ

要スルニ本案ノ主旨スル所ノ如キハ、事業合併ニヨル合理化ノ促進ヲ図ルトモニ電気事業法ノ改正並ニ其ノ運用ノ改善ヲ行ヒ統制強化ノ実ヲ挙グルコトニヨリ、充分其ノ効果ヲ期待シ得ベシト信ズ

若シ夫レ現下ノ企業形態ヲ以テシテハ内外ノ諸情勢ニ到底適応シ得ザル事情アリトセバ、政府ハ其ノ理由ヲ明ニシ、民有国营以外ノ適當ナル方策ヲ採リ、之ガ実施ニ付キ適正ナル具体的方法ヲ定メ、以テ速ニ経済界ノ不安ト企業心ノ萎縮ヲ除去スベキモノナリト認ム

元来電力統制ノ如キ重大国策ノ決定ニ就テハ、其ノ影響スル所甚大ナルニ鑑ミ、特ニ慎重ナル態度ヲ以テ之ニ当ルヲ要ス、況ヤ計画決定ニ際シ政府ノ一方的意思ノミヲ以テスルガ如キハ、徒ニ弊害ノミ多クシテ極メテ危険ナリト謂ハザルベカラズ

仍テ政府ハ須ク各方面ノ公正ナル意見ヲ徴シ、朝野協力以テ此ノ重大問題ノ処理ニ善処セラレンコトヲ望ム

右本商工会議所ノ決議ニ依リ此ノ段建議仕候也

昭和十一年九月七日

東京商工会議所

会頭男爵 郷誠之助

注

(1) 本稿では、企業形態と同じ意味で「事業方式」という用語も使う。

(2) 代表的な文献としては、電気庁(一九四二)第一篇、栗原編(一九六四)第三編第一章・第二章、通商産業省編(一九七九)電気事業編第三編第一章をあげておく。

(3) 学術論文としては、梅本(一九八一)、橋川(一九八二)、橋川(一九八四)、橋川(一九八五)、橋川(一九九三)、中瀬(一九九四)などが一九八〇年代から一九九〇年代にかけて発表された。近年では、嶋(二〇一一)が大和田悌二と平沢要という二人の通信官僚の電力統制に対する見解の相違を浮き彫りにしたり、内川(二〇二〇)が、大和田電気局長の言説に焦点を合わせて、電力国家管理にいたる道程を検討したりしている。

(4) たとえば、内川(二〇一六)は、新聞記事を使って、東商が「総理、商工、通信、大蔵、鉄道諸大臣ならびに内閣調査局宛に電力民有国营案に対する反対決議案を提出した」ことと、東商が「この反対運動を横浜、名古屋、神戸、大阪、京都の五大商工会議所および、全産連に呼びかけるなど一大運動を展開した」ことに触れている。しかし、建議の内容、あるいは働きかけを受けた経済団体の反応などには考察を加えていない。

(5) 依田(一九六六)一二七六―一二七八頁。

(6) 東京電力株式会社編(二〇〇二)五一〇―五一一頁。《財産権の侵害》という論点に関する株主の主張については、加藤(二〇一九)を参照されたい。

(7) 管見の限り、電力統制ないし電力国家管理に対する《学識経験者》の見解に着目した学術論文は、とても少ない。その中であって横川(二〇二〇)は、原理日本社の「革新官僚批判の射程」を解明する際に、「自由主義的経済学者の山本勝市」を介在させた。山本は一九三三年三月、京都帝国大学経済学部を卒業して以降、和歌山高等商業学校教授(二四年三月―三二年

九月)、文部省国民精神文化研究所所員・研究生指導教授(一九三二年八月)、兼文部省教学局教官(一九三九年二月)などを歴任した。

横川(二〇二〇)は、電力国家管理を主導した内閣調査局の奥村喜和男に対する山本の批判を検討し、その中に「個人に本然から備わる営利心を否定しては経済の原則が成り立たない」という彼の「営利」重視の経済思想を見出ししている。なお、牧野邦昭も、山本の統制経済批判を論じる中で、彼が、電力国家管理案(民有国営案)を「私有財産を侵害する憲法違反の案であり」、奥村の思想を「無意識のうちに国家社会主義を実現しようとするもの」と批判したことに言及した(牧野(二〇二〇)一〇三頁)。

(8) 史料(と文献)の引用にあたっては、旧字体を新字体に改めるとともに、適宜句読点や濁点を付した。また、とくに断りのない限り、傍点は筆者によるものである。

(9) 「第六十六回役員会報告」一九三六年九月七日『電気事業統制問題二関スル記録』。

(10) 通商産業省編(一九七九)一六七一―一八一頁。

(11) こうした東商の動きについて、メディアは、木村理事が九月二日と三日、箱根の別荘にいた郷会頭を訪ね、電力国営問題に関する情報を提供して東商のとるべき態度につき「裁断」を求めたことがきっかけになったと報じた(「半官半民会社案で電力問題を調停 東商幹部側の意向」『大阪朝日新聞』一九三六年九月四日)。本稿で用いる新聞記事はすべて、神戸大学経済経営研究所が作成し、神戸大学図書館デジタルアーカイブから閲覧可能な新聞記事文庫を利用している。

(12) 前掲「第六十六回役員会報告」。

(13) 前掲「半官半民会社案で電力問題を調停 東商幹部側の意向」。

(14) 中川は一九〇五年に東京帝国大学法学部独逸法律学科を卒業後、通信省鉄道局に奉職し、通信大臣秘書官や大臣官房秘書課長、鉄道院総裁秘書、

鉄道省運輸局長(一八年)、鉄道次官(二三年)などを歴任した鉄道官僚であった。退官後は東京横浜電鉄、目黒蒲田電鉄、池上電鉄などの取締役を兼任するとともに、一九三二年からは東京商業会議所議員(交通部長)を務めていた(中川正左先生喜寿記念伝記刊行会編(一九五七)三九〇―四〇七頁)。『鉄道論』(中川(一九一九))や『帝国鉄道政策論』(中川(一九二八))などの著作もある。

(15) 「第四回工業交通連合部会報告」一九三六年九月七日『電気事業統制問題二関スル記録』。

(16) この役員会の決議事項は、電力統制に関わる建議案のほか、「商工会議所ノ機能ヲ一層發揮セシムル為ノ改正ニ関シ日本商工会議所ヨリ当所ノ意見照会ノ件」、「商工会法制定ニ関シ日本商工会議所ヨリ当所ノ意見照会ノ件」、「税制整理ノ具体的方策ニ関シ日本商工会議所ヨリ当所ノ意見照会ノ件」、「燐寸課税反対ニ関シ燐寸課税反対同盟会ヨリ陳情ノ件」など二二項目に及んだ(第六十七回役員会)一九三六年九月七日『電気事業統制問題二関スル記録』。

(17) 建議の内容は、新聞が「東京商工会議所は通信当局の計画にかかる電力の民有国営案に対して絶対反対の態度を決し、その決議を齎して広く天下に訴うるところあらんとしている」と書き出したあとにかなり詳しく報じた(「所有権と電力問題 東京商工会議所の決議」『大阪毎日新聞』一九三六年九月九日)。電力統制に対する東商のスタンスは、メディアも注目していたといえよう。

(18) 東京商工会議所「電気事業ノ統制ニ関スル建議案」一九三六年九月『電気事業統制問題二関スル記録』。

(19) 細かいことをいえば、傍点を付した「ナリ」は建議案にはなく、建議に加筆された。

(20) 横川(一九八四)。

(21) 「電気事業統制問題ニ関スル件」一九三六年九月二一日の添付資料「電気事業ノ統制ニ関スル意見」「電気事業統制問題ニ関スル記録」。

(22) 改正の経緯と具体的な内容は、電力政策研究会編（一九六五）一三一―一五五頁を参照。

(23) この点を強調したのは、橘川（一九八二）である。

(24) 「電気事業統制問題ニ関シ政府各当局ニ陳情記録」一九三六年九月一日、「第六十八回役員会報告」一九三六年一月三日「電気事業統制問題ニ関スル記録」。

(25) さらに、中野副会頭と木村理事は九月九日の会見の席上、頼母木通信大臣が近いうちに発表する政府案の内容を踏まえた再検討を東商に求めるとともに、それはこれまで人口に膾炙する内容とは著しく異なる内容だから、財界も賛成するに違いないと発言したと報告した（他の重要産業に強力干渉はせぬ 反対陳情の東商議代表に頼母木通相言明）『大阪毎日新聞』一九三六年九月一〇日）。

(26) 「電力統制」漸く重大化す 『民有国営』 反対に経済団体を糾合 東商強硬建議を可決 『大阪朝日新聞』一九三六年九月八日。

(27) 大阪商工会議所会頭・安宅弥吉（東京商工会議所会頭・郷誠之助宛）「電気事業統制問題ニ関スル件」一九三六年九月二四日に添付の「電気事業ノ統制ニ関スル建議」一九三六年九月二四日『電気事業統制問題ニ関スル記録』。

(28) 全国産業団体連合会「決議案」（関東産業団体連合会（東京商工会議所宛）「書簡」一九三六年九月二八日『電気事業統制問題ニ関スル記録』）。

(29) 「人事興信録」では山口高等商業学校教授、農商務省新嘉坡商品陳列館館長となっているが、それぞれ講師と南洋協会に訂正した（人事興信所編（一九三九）キ四六頁、山口高等商業学校編（一九四〇）七五三―七五六頁）。

(30) 山口高等商業学校編（一九四〇）七一五―七二二、七五二―七五九頁。

(31) ただし、陸軍省整備局附二等主計（第一師団経理部員）が一九三三年三

月に「戦時統制経済論」を主論文、「英国の戦時経済」と「米国戦時計画経済論」を副論文として、法政大学経済学部にて学位授与を申請した際、木村がメンバーの一人として審査に従事したとの報道を確認できる（陸軍現役将校が経済学博士に）『時事新報』一九三三年一月一日）。

(32) 「不調和」の例として、国際的に見たときには「著しく国民主義的な政策を刺戟しアウトルキー、ブロック経済、高率関税制度、資源・市場の確保への新進国家の割込運動等となって国際政局の不安を濃厚にした」こと、国内的に見れば、「大資本による独占産業の発展、中小企業の窮迫、農村の衰退等を生み、或は政界、官界に於ける不祥事件の続発」を招き、多方面にわたって行き詰りを強く感じさせたこと、さらに「国際政局の不安と相俟て、急激に所謂新気運を醸成せしめ」たことをあげている（『批判』一一二頁）。

(33) 『批判』二一三頁。

(34) 『批判』三三七頁。

(35) これは、大日本帝国憲法第二七条が「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルコトナシ」「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定したことを指すと思われる。この条文によると、所有権の制限は法律に基づかなければならず、しかも、伊藤博文は「憲法義解」の中で「相当の補償を為すにあり」と論じていた（伊藤／宮沢（一九四〇）五〇頁）。付言すれば、同書は井上毅が起草し、伊藤の名で刊行された（坂野（二〇〇九）一六四―一六五頁）。

(36) 『批判』七一〇頁。

(37) それと反対の例として初期の「満州国」をあげ、民間企業の活動を著しく制限した結果、一時的に資本の流入が滞り、産業開発を阻害した「事実」に言及した（『批判』一〇一―一二頁）。

(38) 『批判』一二二頁。

(39) 大和田については、東商の代表者との会見に際し、政府が電力業の民有
国営化によって他の重要産業の「社会化(国営化)」を防ごうとしていると
発言したとする。

(40) 奥村の見解としては、『電力国営』(奥村(一九三六)の次の文章を引用
した。

①「営利を第一義とし、公益を第二義とするやうな経営形態は電力事業に限ら
ず、これから以後、国家の重要産業には不適當である。公益を第一義とし
国家、社会の認容する程度に於て利潤を収むることが、今後の経済活動の
指導方針であらねばならぬ。殊に独占的企業に於て然りである。二・二六
事件を契機として我が日本にそうした経済組織への編成替が着々と行はる
るであらうことを私は確信する。」(奥村(一九三六)二二三頁)。

②「斯様な国政一新の気運のなかで、電力問題が真先きに取り上げられるのは
固より当然である。然し乍ら、綜合国策の遂行に当りては、独り電力事業
のみが匡革の対象となるものではない。国民生活に関係あり、国防力構成
に役立つ重要産業は悉く公益的国家統制に服すべきであるが、その産業の
業態により性質により、国家統制に服すべき範囲及び程度に於ては自ら夫々
緩急轻重のあるは言ふ迄もない。」(奥村(一九三六)三三頁)。

(41) 『批判』一三二―一三五頁。

(42) 『批判』一五一―一七頁。

(43) 『批判』一七一―一九頁。

(44) 『批判』一九一―二二頁。

(45) 『批判』二一一―二二頁。

(46) 『批判』二二二―二三頁。

(47) 『批判』二三頁。

(48) 「要綱」の第四項の電気事業法については、前述した統制強化を目的とす
る改正に加えて、「全国単一企業」との関係から「若干の補充を必要とす

る」とした。ただし、「補充」の具体的な内容は判然としない。

(49) 木村は、電気委員会の機能の拡充強化について詳しい主張を展開してい
ない(『批判』二四―二五頁)。

(50) 『批判』二七頁。

(51) ここでいう事業方式は、電気事業の運営にあたって採用する「企業形態」
を意味する。具体的には、東商が質問事項の選択肢としてあげた民有国営、
国有国営、国有民営および民有民営の四つである。

(52) 文字数は、Wordの文字カウント機能で「スペースを含まない」数値を採
用した。

(53) 例外として、神戸商業大学の北村五良教授があげられる。北村は一九三
四年九月、米国ワシントンを訪れて、全国産業復興局(NRA)の下で運
営される公益事業を調査し、欧州経由で帰国したのちに、電力やガスなど
公益事業は将来的に「公営」形態をとるようになるかと語ったと報じられた
(NRAは失敗ではない、公共事業公営時代来る)『大阪毎日新聞』一九三
五年五月一九日。第4表に示すように、北村が民有国営案を支持したこと
は、この報道と整合的である。

(54) 『批判』三三二頁。

(55) 『批判』三八―三九頁。

(56) 以下はとくに断りのない限り、『批判』四〇頁。

(57) 金原は、一九二七年銀行法が資本金の下限を設定し、その基準をクリアす
る際に増資を認めなかったことが合併を促したと認識していたようである。

(58) 北崎は、国有国営が「実行困難」な場合、「半官半民の会社として国営と
為す」ことを提案した(『批判』三四頁)。

(59) 小林は、「早大の教壇に於ける異彩」と呼ばれ、その著作は「数学的理論
に始まって統計史にまで及ぶ実に広範囲なもの」と紹介された(大学教授
室(八九)早稲田大学(一))『時事新報』一九三三年四月二六日)。

(60) 「電力消費方面」の「国営」化についてはとくに説明がないため、その内容は判然としない〔批判〕三四一三五頁。

(61) 北澤は、一九一一年に始まったノース・カロライナ大学大学院とジョンズ・ホプキンス大学大学院への留学から戻ってきた翌一五年に早稲田大学商学部の講師として、「商業経営学」と「社会政策」を担当することになった。彼は一九一六年に教授に昇進して以降、「工業政策」(一九一八〜二〇年)、「工業経済」(一九二二〜四二年)、「経済組織論」(一九二八〜三四四年)を担当している。工業経済学は、「工業という産業部門の経済現象、とくに生産過程を土台とする経済諸関係を対象とする」学問分野とされた。

その一方で北澤は一九一九年、東京帝国大学の「新人会」に呼応して大山郁夫らと「民人同盟会」を組織し、同会から和田巖や浅沼稻次郎たちが脱退して「建設者同盟」を結成するとそれを指導する立場にたっている。一九三〇年に早稲田大学から商学博士を授与された際の論文は「産業組織論」であったが、主な研究対象は「労働問題」であった(北澤(一九六九)五二、二四八〜二七二頁、永山(一九七六))。

北澤については、メディアは、彼自身の「学生時代に反してあまりにも厳格であり」、「もし五分でも遅刻しようものなら、厳しくお叱言を聞かされるので学生も教授の時間というとスワとばかり参集する」との人物評を掲載している(「大学教授室(八九) 早稲田大学(一)」『時事新報』一九三二年四月二六日)。

(62) 民有国営に関しては、国有国営に向かう「第 一歩」としては「可」だけれども、「不徹底のもの」と厳しい見方を示した〔批判〕二九頁。

(63) 具体的には、「国家社会主義的イデオロギー」に基づく施策との批判、官僚による事業経営の非効率性とそれゆえに電力料金の引下げは困難とする批判、発送電と配電の分離は事業の合理的経営を阻害するとの批判、外債処理の視点からの批判、そして「所有権の侵害」を訴える批判である。

(64) 〔批判〕三七一三八頁。

(65) 〔批判〕三五頁。

(66) 〔批判〕三五〜三六頁。

(67) 専修大学経済学部における粟津「博士の講義の独特さは実際からあみ出した学校唯一の名講義」だったらしい(「大学教授室(一二七) 専修大学経済学部(一)」『時事新報』一九三二年六月八日)。

(68) 帝国大学法科大学出身の粟津は一八九四年、同窓の志田鉦太郎(高等商業学校教授)、玉木為三郎とともに保険学会を結成したり、一九〇九年に簡易生命保険をテーマにした論文を東京帝大に提出して法学博士を授与されたり、「日本保険法論」(一九一〇年、巖松堂)や「保険学綱要」(一九一一年、巖松堂)を発表したりするなど学者として実績をあげた(広海(一九八六))。藤田(二〇〇三)は、粟津を明治期の「第一級の先駆的保険研究者」と評している。他方で、一九三二年四月に日本動産火災保険の社長として、東邦火災保険の買収を主導するなど実業界でも辣腕をふるった(「日本動産火災が東邦火災を買収」『中外商業新報』一九三二年四月二五日)。

(69) 粟津は他の事業方式に言及しなかった〔批判〕二八頁。

(70) 小林の担当科目は「税関論」であり、「講義中時々得意の漫談を交えるので有名」であったとされる(「大学教授室(八九) 早稲田大学(一)」『時事新報』一九三二年四月二六日)。

(71) 〔批判〕三三頁。

(72) ほかに、民有民営支持派としては、「機構改革」よりも「運用」の効率化を図ったほうが「摩擦も少なく効果的」という理由から民有民営のまま統制を強化することを主張した西野喜与作(時事新報論説委員)を確認できる〔批判〕三四、三六一〜三七頁)。

(73) 「三邊金蔵博士年譜及び主要著作目録」『三田商学研究』第五卷第五号、一九六二年。

- (74) 三邊の「名著『会計学』は、わが国会計学の發展史上、最初の体系化された文献として高く評価され」という（鈴木（一九六二））。この点に關連して、メディアは、彼が「原価計算に於て新なる学説をたて、株式消却理論に於いて独自の見解をもち、畑違いの商法学者の学説を痛烈に批判したことは夙に有名な話」と報じていた（大学教授室（九九）慶應義塾大学（一一）『時事新報』一九三三年四月三〇日）。
- (75) 『批判』三一頁。
- (76) ただ、「半官半民会社」に対する高い評価に関しては、株主によるモニタリングや株式市場による経営の規律づけが実際に機能するののかという疑問が残る。また、現在の第三セクターに少なくない《失敗》例を見ると、この代替案の妥当性には慎重な検証が求められよう。

(77) 『電気事業統制問題ニ関スル記録』。

《参考文献》

- 伊藤博文著／宮沢俊義校註（一九四〇）『憲法義解』岩波書店。
- 内川隆文（二〇一六）『民有国営』を巡る経済論争の研究——向井鹿松と小島精一を中心に——『日本語・日本語研究』（東京外国語大学）第六号。
- 内川隆文（二〇二〇）「一九三〇年代通信省電力行政の変遷——中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に——」『Quadrant』（東京外国語大学海外事情研究所）第二二号。
- 梅本哲世（一九八二）『改正電気事業法と電力連盟』『大阪市大論集』第三七号。のちに梅本（二〇〇〇）第七章に再録。
- 梅本哲世（二〇〇〇）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。
- 加藤健太（二〇一九）『電力国家管理と宇治川電気——経営者・林安繁と株主の対話——』『エネルギー史研究』第三四号。

北澤新次郎（一九六九）『歴史の齒車——回想八十年——』青木書店。

橋川武郎（一九八二）『電力連盟と電気委員会——電力業におけるカルテルと公益規制——』『社会経済史学』第四八巻第四号。のちに橋川（一九九五）第二章第二節に再録。

第二章第二節に再録。

橋川武郎（一九八四）『電力統制と五大電力経営者』『経営史学』第一九巻第三章。のちに橋川（一九九五）第六章第二節に再録。

橋川武郎（一九八五）『電力連盟』橋本寿朗・武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房。のちに橋川（一九九五）第二章第二節に再録。

橋川武郎（一九九三）『松永安左エ門と出弟二郎——電力国家管理の成立要因——』『土地制度史学』第三五巻第三号。のちに橋川（一九九五）第六章第三節に再録。

橋川武郎（一九九五）『日本電力業の發展と松永安左エ門』名古屋大学出版会。

嶋理人（二〇二二）「一九三一年改正電気事業法体制の特徴と変質——京成電気軌道の東京電灯千葉地区譲渡問題をめぐって——」『歴史と経済』第五巻第一号。

人事興信所編（一九三九）『人事興信録（一一版）一九三七年版』人事興信所。

新庄博（一九四二）『書評 高島佐一郎著『通貨管理研究』』『国民経済雑誌』（神戸大学）第七〇巻第二号。

鈴木保良（一九六二）『三邊金藏博士を悼みて』『三田商学研究』（慶應義塾大学）第五巻第五号。

高木寿一（一九五九）『故金原賢之助博士の生涯』『三田学会雑誌』（慶應義塾大学）第五二巻第三号。

高島佐一郎（一九一五）『金融の原理（附）欧州戦時の金融問題一斑』東京宝文館。

高島佐一郎（一九二二）『金融経済の諸問題』東京宝文館。

高島佐一郎（一九三四）『新貨幣金融論』千倉書房。

高島佐一郎（一九三四）『金融統制論』千倉書房。

通商産業省編（一九七九）『商工政策史 第二四巻 電気・ガス事業』商工政策史刊行会。

電気庁編（一九四二）『電力国家管理の顛末』日本発送電株式会社。

東京商工会議所（一九三六）『電力統制問題批判——木村増太郎氏述——』（商工資料第四三号）。

東京電力株式会社編（二〇〇二）『関東の電気事業と東京電力——電気事業の創始から東京電力五〇年への軌跡』東京電力株式会社。

中川正左先生喜寿記念伝記刊行会編（一九五七）『中川正左先生伝』中川正左先生喜寿記念伝記刊行会編。

中瀬哲史（一九九四）『第一次電力国家管理と総動員体制の構築』『経営研究』（大阪市立大学）第四五巻第二号。のちに中瀬（二〇〇五）第三章に再録。

中瀬哲史（二〇〇五）『日本電気事業経営史——九電力体制の時代——』日本経済評論社。

永山武夫（一九七六）『労働問題』関係の科目の変遷と担当教員の系譜および北沢新次郎の著作について』『早稲田商学』第二六五号。

坂野潤治（二〇〇九）『近代日本の国家構想 一八七二—一九三六』岩波現代文庫。
広海孝一（一九八六）『保険学（二）』一橋大学学園史刊行委員会編『一橋大学学問史』一橋大学。

藤田楯彦（二〇〇三）『明治期の保険研究者に関する認識学的考察』『成城大学経済研究』第一五九号。

牧野邦昭（二〇二〇）『新版 戦時下の経済学者』中公選書。

山口高等商業学校編（一九四〇）『山口高等商業学校沿革史』山口高等商業学校。
横川翔（二〇二〇）『原理日本社の革新官僚批判』中野目徹編『官僚制の思想史——近現代日本社会の断面——』吉川弘文館。

依田信太郎編（一九六六）『東京商工会議所八十五年史（上巻）』東京商工会議所。